



随意契約理由書

案件名	労働保険事務組合管理業務システム用サーバのリプレイス作業について		要求部署名	労働保険徴収部事務組合課
発注（契約） 内 容	労働保険事務組合管理業務システム用サーバのリプレイス作業			
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	労働保険徴収部事務組合課における「労働保険事務組合管理業務システム」について、現行機器の保守可能期間の終了に伴い新たに調達した機器に既存システムを導入する必要があるため。			
契約金額	¥3, 860, 325円	契約年月日	平成22年11月5日	
契約業者名 及び住所	富士通（株） 港区東新橋1-5-2			
随意契約 の理由	当該業者は、当該システムの開発業者であり、システムのソフトウェアの内容に精通し、他の業者が実施することは不可能なため。			
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3項			
予定価格及び 積算内訳	予定価格			
見積書徴取状況	1 社（業者指定）			
その他 特記事項				